

令和3年第1回取手市教育委員会臨時会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年3月15日（月曜日）午後3時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
議案第8号 令和3年度教職員人事異動の内申について（非公開）
議案第9号 取手市立白山小学校長寿命化改良工事設計業務委託に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱について
議案第10号 取手市地域づくり型生涯学習推進委員会設置要綱及び取手
市地域づくり型生涯学習推進委員会委員公募要綱を廃止す
る要綱について
報告第3号 令和3年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する
事務について定める議案についての専決処分の承認につい
て（令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）所管
事項の同意について）

- 報告第 4 号 令和 3 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 3 年度取手市一般会計当初予算（教育費）所管事項の同意について）
- 協議 1 取手市教育振興基本計画（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正について

8. その他

9. 会議の概要

午後 3 時 00 分開会

○教育長

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 3 年第 1 回取手市教育委員会臨時会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認をお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

配付資料はよろしいですか。それでは、これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお諮りをいたします。これから議題となります議案第 8 号、令和 3 年度教職員人事異動の内申については、教職員の人事に関する案件となりますので、議事の非公開を発議したいと思っております。

お諮りいたします。議案第 8 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ありませんので、議案第 8 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

それでは準備ができましたので、議案第 8 号、令和 3 年度教職員人事異動の内示についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 8 号は、原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

準備が整いましたので、議事を再開いたします。

議案第 9 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大手次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第9号について御説明をいたします。提案理由といたしましては、令和3年度から令和6年度までに予定しております、白山小学校の校舎、体育館の施設改修のため、取手市で初めて長寿命化改良工事という方法を採用いたします。そして、その設計業務委託については、より最適な事業者を選定するため、従前の価格競争入札とは異なる公募型プロポーザル方式により、実施を予定しております。事業者の選定に係る審査及び事業者の決定につきましては、公募型プロポーザル審査委員会を設置しますので、そのための要綱の制定となります。

それでは、要綱の中身について御説明いたします。要綱については、第1条から第9条までの章立ての構成になっておりまして、この中で必要な事項を定めております。その中で、委員会の所管事項につきまして定めているのが第2条となります。具体的には、その中の(3)に記載のとおり、事業者からあらかじめ提出のありました技術提案書によりまして、設計を担う事業者の技術力や実績について客観的に点数化した評価を行うことが主な所管事項となります。

審査委員会の委員の構成としましては、第3条に記載のとおりとなります。関係部署の部課長及び白山小学校の校長、さらに建築に関し優れた識見を有する者又は建築基準法に規定する建築主事を規定し、専門的な立場で審査をいただく予定となっております。今回については、建築指導課の一級建築士の資格を持つ建築主事に、委員メンバーに入らせていただく予定となっております。要綱についての説明は以上となりますが、長寿命化改良工事についての概要については参考資料として添付をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。ひとまず、説明のほうは以上となります。御不明な点等があれば、御質疑をいただければと思っております。

○教育長

説明は以上でございます。長寿化とはという部分も含めて御意見、質疑ございましたらお願いをいたします。

次長、長寿命化を少し説明してもらっていいですか。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、長寿命化改良工事について、ごくごく簡単にではございますが、御説明いたします。今回の白山小学校の長寿命化改良工事を行う理由についてなんです、まず1点は、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能というふうに資料のほうにございます。白山小学校は、御存じのとおり昭和30年代から50年代の古い建物が点在しており、老朽化もかなり進んでおります。これまで白山小については全面改築、建て替えということを前提に進めていたんですが、建て替えをしますと、経費としては20億から30億かかるというような試算もございまして、現在の厳しい市の財政状況から先送りになっておりました。

今回、大規模改造事業ではなく、この長寿命化改良工事を行う理由としては、国の補助制度が従来の大規模改造工事に比べてかなり有利となっております、建築経費が約4割の経費節減、削減というのが可能になっております。あと、もう一つの理由が、白山小の敷地というのはかなり狭く、工事を行う上でかなりいろいろな課題を抱えての工事の進捗が必要になりますので、令和3年度設計して、令和4年から6年までの3年間で、全体の工期を三つに分けて、3期に分けて行うことが必要になります。そのために、従来のように1年で設計をして、次の年に工事を施工するというスケジュールができないものですから、今回のプロポーザル方式によって、より最適な優秀

な設計業者を選定するということによって、複雑な白山小の工事について対応していくという考えがある関係で、長寿命化改良工事を選択する理由となります。簡単ですが、以上となります。

○教育長

これは大きくインフラ整備そのものが、橋梁とか道路の問題についても長寿命化が国全体の課題で、校舎全体についても、従前の建て替えよりも長寿命化するという方向に転換して、補助制度も形が変わってきていますので、個別の白山小の状況と国全体の動きとマッチングさせて新たな提案ということで考えたものです。

小谷野委員。

○小谷野委員

ざっくりは分かるんですけど、具体的にどこをどんなふうに取り外したり、補助するのかなというのが、ちょっと分からないんですよ。イメージが湧かないです。ここには、これから30年ぐらいは使えるような状態だというふうなことにはなっているんですけど、30年過ぎたらまた同じような形をとるのかな、それとも新築なのかな、この辺のところもあわせて、先々の見通しというのはどんなふうになっているんでしょうね。

○教育長

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長

長寿命化改良工事のそもそもの目的というのが、その建物のライフサイクルに合わせて今後の改修を行うという考え方に立っておりまして、建物全体のライフサイクルの年数を長寿命化改良工事の場合は80年というふうに定めておりまして、今回、白山小学校については40年以上たっている建物になりますので、今回は機能の向上という観点で、長寿命化改修工事というのをやるんですけども、それからさらに20年後、要は60年目で長寿命化予防工事というような、今度は機能を回復するための工事をやりまして、その後80年あるいは技術的には100年ぐらいとも言われておりますけども、そのぐらいたった時点で初めて改築というものを考えましょうという考え方になっております。この考え方は、白山小に限らず、残る小学校の例えば桜が丘小学校とか、幾つか残っている学校があるんですけど、考え方は同じような考え方を今後はしていくという流れになっております。具体的には、長寿命化の場合は、壊れているところを直すというのが今までの大規模改修だったんですけど、長寿命化の場合には、極端なことを言いますと、柱と梁だけの状態、骨組みだけの状態にしまして、中身については全部機能を新しくリニューアルするというような工事手法になります。

○教育長

櫻井委員。

○櫻井委員

御説明ありがとうございます。白山小学校は、ほかの小学校と違って歴史が長くありますし、児童数の増減に応じて建て増し等をしてきた関係で、普通の小学校のように校舎がひとつあるのではなく、こちらに移動してあちらに移動するという、そういう児童間の移動も非常に多く、また体育館が2階にあるという市内でもほかになんぐらいの特殊なつくりになっておりますが、そういった児童の移動、例えば1年生の校舎が別校舎になっていて、1年生が体育館に移動するのに雨の日なんかは雨がビシャビシャかかる中を移動しなきゃならないとか、そういう実際の校舎のレイアウト

に伴う不便，不都合，そういったものも改善を見越しての改修なのかということを知らせていただきたいのが1つ。

あともう1件は，体育館のほうはどういうふうな状態になるのか，体育館も同じように長寿命化のプランの中に入っているのか，この2件をお願いします。

○教育長

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長

まず，櫻井委員がおっしゃるように，点在する建物，使い勝手の点でどうなのかというところなんですけれども，まずは，この長寿命化改良工事によって，例えば児童の移動に関するバリアフリーの点とかについても，当然のことながら加味はされると思います。ただ，建物の配置を変えるとか，全体の建物の校舎の構成を入れ替えるかというようなことは，長寿命化改良工事の中では基本的には行えません。現状ある建物の中で，動線を改善するとかというところが中心になると思います。

あと，体育館についても今回の長寿命化改良工事の対象にはなっているんですけども，体育館そのものも中2階のような状態になっておりますけれども，ああいったものも現状の構造自体は変わらず，使い勝手というかアクセスの面だけ，例えばエレベーター等をつけるとかというようなところは考慮されると思います。

○櫻井委員

ありがとうございます。白山西小学校が廃校になりまして，現在，前田建設の研修所になっております。見学に行かせていただいたんですけれども，白山西小の頃とはがらっと雰囲気が変わって，すごく木をふんだんに使った，いい建物に生まれ変わっております。この長寿命化の改修も建物をせっかくやるんですから，建物を長寿命化してということで，本当にただ長もちするようにつくり変えるだけではなくて，子どもたちが本当にわくわくするような，通って楽しくなるような学校になるようにデザイン面的なところも考慮に入れていただければ，伝統ある白山小学校ですので，さらに続いていけるかなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長

ありがとうございます。猪瀬委員。

○猪瀬委員

御説明ありがとうございます。今現在，取手西口の再開発ですか，新しくなっていて，これから人口がかなり増える見込みでいると思うんですけど，かなり人数が増えて児童が多くなった場合にも備えたような対応というのはあるのでしょうか。

○教育長

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長

猪瀬委員の御質疑にお答えいたします。例えば今，西口のA街区に新たなマンションが建設されるような計画もあるということで，白山小の通学区の児童数が増えることが予想されております。ただ，現状の白山小学校は6学年で，もともと4クラスあった小学校ですので，そういった面についての児童数の増については問題ないというふうに見込んでおります。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。小谷野委員。

○小谷野委員

すいません。今ぽっと出たんですけど、教室の広さが、おおむねA4判の入る大きい机になってから、かなり狭く感じるようになったじゃないですか。35人学級にはなるんでしょうけど、それでも35でもいっぱいいっばいと大変な状況に、プラス特別支援の子たちが入ってくるような形で40名を超えるなんていうケースも考えられなくはないんですけど、その辺も含めて広さ的なものが現行よりも多少ゆとりが出るようなつくりをつくれるのかどうか。その辺はどんなものなんですか。

○教育長

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長

校舎一つ一つの大きさについては、広げることはできないんですが、内部の間仕切りを調整することについてはできるんですね。ですので、これについては今後、設計者を交えて、それと学校側の御意見をいただきながら考慮していくことになると思います。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第9号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第10号、取手市地域づくり型生涯学習推進委員会設置要綱及び取手市地域づくり型生涯学習推進委員会委員公募要綱を廃止に関する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは議案第10号、取手市地域づくり型生涯学習推進委員会設置要綱及び取手市地域づくり型生涯学習推進委員会委員公募要綱を廃止する要綱について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、令和2年8月の教育委員会におきましても、取手市地域づくり型推進委員会が企画した全ての事業が終了したことを委員の皆様へ御報告いたしました。令和2年度で当該委員会の事業が全て終了し、委員の任期も満了となったことから、取手市地域づくり型生涯学習推進委員会設置要綱及び取手市地域づくり型生涯学習推進委員会委員公募要綱を廃止する要綱を制定し、当該委員会の設置要綱及び委員公募要綱を廃止するものであります。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明は以上でございます。

質疑，御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。
これより議案第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 10 号は，原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告第 3 号，令和 3 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を順次行います。まず，大手教育次長兼教育総務課長。続いて，飯山文化芸術課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは，報告第 3 号について御説明いたします。こちら地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定によりまして，市長より意見を求められましたが，委員会を開催するいとまがなかったので，取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づきまして，別紙のとおり異議がない旨を回答したことを御報告いたします。

まず，今回の補正予算は，国が創設しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金，こちらに対応した事業と，それ以外の事業に分かれております。それでは，まず，臨時交付金を活用した教育費関連の事業について，歳出に絞って御説明したいと思います。資料につきましては，臨時交付金活用事業一覧を御覧いただきながら，御説明をさせていただきます。

まず，一番上の市民生活支援の項目 1，電子図書館事業についてです。令和 2 年度に，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した電子図書館システムにつきまして，電子書籍貸出しサービスをさらに拡充し，新しい生活様式の推進を図るため，電子図書館システム使用料 374 万円を増額いたします。

次に，感染拡大防止の項目 10，小中学校の感染症予防事業についてです。こちらは，小学校 3 校，中学校 3 校のトイレにある手洗い用の蛇口を自動水洗化するための工事請負費 690 万円を計上しております。

続きまして，項目の 11，公共施設の感染症予防対策事業についてです。こちらは，埋蔵文化財センターなど，教育委員会所管の公共施設の利用者に安全な環境を提供するため，トイレの洋式化や自動水洗化の改修を行います。なお，この経費につきましては，全て令和 3 年度に繰越しをして実施いたします。

続きまして，臨時交付金以外の補正予算について御説明いたします。こちらは，国の令和 2 年度当初予算の追加交付分と，第 3 号補正予算に対応した事業を取手市の 3 月補正予算に計上し，実質的には令和 3 年度事業として繰越しをして執行するものです。こちらにつきましては，補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。

補正予算書の 56 ページ，小学校費の保健衛生に要する経費につきましては……失

礼しました。補正予算書 20 ページの小学校費の保健衛生に要する経費につきまして、よろしいでしょうか。こちらは、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用しまして、学校教育活動の継続を支援する事業を行う経費となります。主な内容としましては、国の基準である児童数に応じて 1 校当たり 80 万円から 160 万円の配当を行い、学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、十分な教育活動の継続を図るための経費として 1,480 万円を増額補正するものです。事業の執行に当たっては、学校長の判断のもと迅速かつ柔軟に対応できるよう支援をまいります。

次に、補正予算書の 21 ページ下段、小学校建設事業に要する経費です。こちらは 22 ページにかけて一覧がございますが、まず、高井小学校についてはゆめみ野地区の開発に伴う児童数の増加に備え、校舎内部改修工事の工事請負費 9,600 万円を新たに計上いたします。

次に、藤代小学校、こちらは令和 2 年度の国庫補助金の交付決定によりまして、校舎大規模改造工事の工事請負費 5 億 5,000 万円、工事監理費 1,220 万円を計上いたします。また、新型コロナウイルス感染症対策としまして、桜が丘小学校校舎のトイレを全面改修するための実施設計業務委託料 320 万円、改修工事の工事請負費として 1 億 4,000 万円を計上いたします。

次に、補正予算書の 23 ページ下段、中学校保健衛生に要する経費につきましては、国の学校保健特別事業費補助金を活用し、学校教育の活動の継続を支援する事業を行う経費となります。主な内容としましては、小学校と同様の条件で予算配当を行います。そのための経費としまして 720 万円を増額補正するものです。

次に、補正予算書 25 ページ、中学校建設事業に要する経費についてです。新型コロナウイルス感染症対策として、中学校 4 校の武道場のトイレ全面改修、取手二中、藤代中校舎の一部トイレ洋式化及び小便器の自動洗浄化等を行います。それに伴う実施設計業務委託料として 630 万円、工事請負費として、9,000 万円を計上いたします。

次に、補正予算書の 26 ページ中段、幼稚園管理に要する経費につきましては、国の令和 2 年度の補助金が決定したことによりまして、藤代幼稚園大規模改造工事の監理委託料 110 万円、工事請負費 5,000 万円を新たに計上いたします。

次に、補正予算書の 32 ページ中段になります。給食センター施設整備に要する経費です。給食センターの調理場内の空調工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、夏季休業期間の短縮で令和 2 年度中の施工を見送りましたが、国の令和 2 年度第三次補正予算で新たに公立学校施設の整備として採択されたことから、工事請負費 6,000 万円を増額補正するものになります。

教育委員会所管については、以上となります。

○教育長

続いて、飯山文化芸術課長お願いします。

○文化芸術課長

文化芸術課、飯山です。文化芸術課所管分を御説明いたします。臨時交付金を活用した教育費関連の事業の歳出について御説明します。資料は、こちらの臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。

経済支援の項目を御覧ください。項目 3、芸術家パートナーシップ事業として、放課後子どもクラブに市内で活動する芸術家を派遣し、コロナ禍で活動機会が減少した芸術家の経済支援を行うとともに、子どもたちに多様な体験の機会を提供する事業として 800 万円を計上しております。

続きまして項目4，創作活動拠点オンライン公開事業として，コロナ禍で活動機会が減少した市内で活動する芸術家への経済支援と，芸術と市民の接点づくりとして芸術家の活動拠点をオンラインで公開する事業とあわせ，成果発表展示会の開催やサイトの充実等により国内外へも情報を発信し，アートのまち取手の魅力を広くPRできる事業として700万円を計上しております。二つの事業とも，令和2年度にNPO法人取手アートプロジェクトオフィスへ委託し実施した事業を，令和3年度も期間や内容を拡充して継続して実施するものです。以上です。

○教育長

以上で説明は終わりました。

説明につきまして質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○小谷野委員

文化芸術課のほうから出していただきました，芸術家パートナーシップ事業についてちょっとお伺いしたいんですけど，放課後子どもクラブへ芸術家を派遣するという状況の中なんですけど，これはどのクラブにも行けるような体制をとるということでしょうかね。それで，何名ぐらいを予定されていらっしゃるのでしょうか。

○教育長

飯山課長。

○文化芸術課長

お答えいたします。令和2年度につきましては，通算8日間，全14校の小学校の放課後子どもクラブへ派遣いたしました。小学校に1名又は2名が1組となって行って，それぞれの小学校で音楽活動であったり，美術活動であったり，ダンスであったり，そのような活動を実施いたしました。令和3年度につきましては，期間といたしましては倍ぐらいの16回ぐらいを予定しております。同じように，また公募いたしまして，継続するか，また違う分野になるかはまだ未定です。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

資料があっち行ったり，こっち行ったりして恐縮なんですけども。

櫻井委員。

○櫻井委員

御説明ありがとうございます。最近，ニュースで臨時地方交付金が各地方公共団体で適正に使われていないんじゃないかみたいなニュースもたまに見かけますが，御説明いただいて，常々御説明いただいている第一次も第二次も取手市は適正に使用されているなと思っております。

お伺いしたいのは，今の御説明にはなかったんですが，こちらの補正予算の27ページのほうで感染症対策経費としてAIサーマルカメラを導入したということも載っております。市内の各施設にAIサーマルカメラがあって，いろいろな催物であったり，講座のときに使わせていただいたりもするんですけど，今，学校で朝の登校のとき，非常に先生方の負担が大きくなっているのが，熱を計った，計っていない。計っていないにしても，もう一度計る，あるいはおうちの方のサインがある，ない，そういった朝の煩わしい手間で各学校ごとに，それを担当している先生，事務の先生だったり，教頭先生であったり，朝は物すごく忙しそうな状態になっております。コロナの状態がこの後，どのような経緯をたどっていくかわからないんですが，AIサーマ

ルカメラがもし学校に1台でもあれば楽かなと思ったりもするんですけど、その辺いかななものでしょう。

○教育長

三浦課長お願いします。

○学務給食課長

お答えいたします。AIサーマルカメラなんですけども、第三次臨時交付金のほうで、学務給食課のほうで申請を出しております、そちらのほうは来週、財政課との協議がございますので、その中で予算化されるかどうかというのは改めて分かるかなと思っております。

○櫻井委員

ありがとうございます。もし予算化されて、うまい具合にいけば、ひょっとしたら学校への配置もあり得るということでよろしいのでしょうか。

○学務給食課長

はい、そのとおり、学校のほうに配置されるようになると思います。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。細かな部分を含んでいますので、内容的な確認の部分については、後でも結構です。

○文化芸術課長

教育長、一つ追加していいですか。

○教育長

飯山課長。

○文化芸術課長

御紹介させていただきます。項目4の創作活動拠点オンライン公開事業は、内閣府の地方創生図鑑の注目事業として、数ある事業の中から取り上げられております。報告させていただきます。失礼しました。

○教育長

それでは質疑、御意見等はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第3号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第4号、令和3年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計当初予算（教育費）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を、まず田中教育部長、続いて飯山芸術文化課長お願いをいた

します。

○教育部長

それでは、報告第4号、令和3年度取手市一般会計当初予算所管事項の同意について、御説明いたします。私のほうは、皆様の御手元にA4縦の冊子があると思います。こちらをメインに御説明してまいりますので、こちら御覧ください。

まず、教育費の前に、簡単ではございますけれども、全体像のお話をさせていただきたいと思います。ページめくりまして、2ページを御覧ください。令和3年度の一一般会計当初予算の規模は368億円で、前年度と比較して1億6,000万円の減という状況になりました。ここにも書いてあるとおりになんですけど、令和3年度に予定していました各種事業につきまして、五つの事業でございます。国の補正予算等々がありまして、3月の補正予算のほうに前倒ししたというようなことで、当初予算を比較すると減という状況でございます。

2枚めくっていただきまして、全体の6ページをお開きください。歳入の簡単などころだけ御説明いたします。歳入の一番上のところを御覧ください。市税です。令和3年度は125億8,400万ということで、前年と比較しますと8億9,000万の減という大変大きな市税の減となりました。こちらにつきましては、やはり新型コロナウイルスの影響によりまして個人市民税の減、それから法人市民税の減、それから固定資産税の家屋については3年に1回の評価替えの見直しということで、これは必然的に減になってしまうんですけども、こういうような大きな市税、市の歳入の根幹の市税が大きく減少してしまったというような状況でございます。

そういった中で、どこで歳入をカバーしてきたかといいますと、この表の一番下、市債というところなんです。ここで約10億の増ということになりますけれども、これは国の制度がございまして、本来、国が地方交付税という形でキャッシュ、現金でもらえるものが、地方も一緒に借入れをして、その分、市民の皆さんにきちんと見える化しようというような制度があったんですけども、こういった臨時財政対策債というものが前年と比較して12億6,000万ほど増になっております。こういったことで、何とか市税の減を借入金で賄ってきたと。先ほどの制度上のものにつきましては、市が一旦借入れはしますけれども、後年度、交付税のほうで補填するという内容のものでございます。100%補填という形になっております。

その次、7ページを御覧いただきたいんですけども、教育費のところを御覧ください。09款、教育費、34億8,800万ということで、前年と比較すると2億3,000万の減。全体歳出予算の構成比を見ますと9.5%を教育費で占めているということになります。ここで一番大きいのが民生費ということで、上から三つ目ですか、41%を占めているという状況です。全体につきましては、ごくごく簡単でございますが、以上でございます。

それでは、ここからは教育費の第9款の説明を申し上げます。この御手元の冊子の予算説明書119ページをお開きください。119ページです。教育情報機器整備に要する経費1億6,128万9,000円となっております。主な内容としましては、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置しました、教育委員会内のネットワークの基盤であるサーバー機器類の使用料と、システムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となっております。また、事業費の増でございますが、ここを見ますと1億6,000万の脇に括弧書きしてあるのが前年度の予算額となります。これが少し事業費が大きくなってございますけれども、この理由は、令和3年度よりICT活用教育支援スタッフを2名

から5名に増員しまして、児童生徒一人一人のタブレット整備後の学校への支援体制を強化するものでございます。

同じく119ページのいじめ防止対策に要する経費1,365万5,000円でございます。いじめの早期発見、早期対応並びに未然防止に係る各種施策に要する経費です。令和3年度も引き続きスクールカウンセラー・スーパーバイザーの指導助言を踏まえ、再発防止策の一つ一つの施策を着実に推進してまいります。また、いじめ重大事態発生時には、迅速かつ適切な調査を行い、事案への適切な対応並びに再発防止に資する、いじめ問題専門委員会の常設による委員さんの報酬などを計上しております。

次に、予算説明書121ページをお開きください。教育総合支援センターに要する経費3,803万8,000円です。令和2年度より、取手市の新しい学校教育3つの取組として、全員担任制、教育相談部会、2学期制に取り組んでいるところです。令和3年度も引き続き、学校連携支援員やスクールカウンセラー・スーパーバイザーとともに、各小中学校の教育相談部会に参加し、学校をきめ細やかにサポートしてまいります。

続きまして、予算説明書124ページの特色ある新しい学校教育の推進に要する経費493万2,000円です。令和3年度より山王小学校は、小規模特認校として小規模校ならではのきめ細やかな学校教育と、小学校6年間を通して創造する力、表現する力を育てる新たな特色ある学校教育プログラムに取り組んでまいります。具体的な教育プログラムとして、二つの柱を令和3年度に計画して実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、予算説明書126ページ、小学校建設事業に要する経費、白山小学校2,343万3,000円です。主な内容としましては、令和3年度から令和4年度の継続費として、老朽化の著しい白山小学校校舎及び体育館の長寿命化改良工事を行うための実施設計業務委託料を計上しております。

続きまして、予算説明書134ページをお開きください。134ページです。放課後児童対策事業に要する経費1億4,810万4,000円です。放課後子どもクラブは、保護者の就労支援のための児童クラブと、放課後の居場所づくりのための子ども教室を一体的に行う事業として、市内の公立小学校に通う全児童を対象に、遊びや体験学習など自主的に過ごせる場所を設け、放課後児童の健全育成を図っております。また、令和3年10月より3年間、取手東小、高井小、藤代小の3校の放課後子どもクラブの運営を民間事業者へ業務委託するために、新たに業務委託料として3,282万9,000円を計上しております。

続きまして、予算説明書136ページをお開きください。図書館活動に要する経費9,582万6,000円です。主な内容としましては、図書館及び公民館、駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き、図書館システムの活用のための電算機賃借料及び図書配送業務委託料を計上しております。さらに令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して導入しました電子図書館システムにつきまして、令和3年度もさらなる電子書籍の拡充を図るため、電子図書館システム使用料を計上しております。

続きまして、予算説明書140ページをお開きください。給食センター施設整備に要する経費7,699万3,000円です。主な内容としましては、給食センター施設等の維持管理経費及び調理機器のコンベクションオーブン、フライヤーの改修工事を計上しております。

教育費のうち、教育委員会所管の御説明は以上となります。

○教育長

続いて、飯山文化芸術課長をお願いします。

○文化芸術課長

文化芸術課所管分を御説明いたします。同じく予算説明書 130 ページから 134 ページになります。市民芸術活動の推進に要する経費、東京芸術大学との交流に要する経費、アートギャラリーの管理運営に要する経費につきましては、昨年度とほぼ同じ予算内容のため割愛させていただきます。

予算説明書 131 ページを御覧ください。市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 8,832 万 7,000 円についてです。令和 2 年度が 9,041 万 3,000 円の計上で、208 万 6,000 円の減となっております。減の内訳といたしましては、市民会館・福祉会館指定管理料が、市民会館施設整備保守点検業務委託料及び舞台設備操作管理業務委託料等の減額により、昨年度と比較し 213 万 6,000 円減となっております。なお、市民会館・福祉会館の文化事業団への指定管理期間は令和 3 年度末までとなっていることから、次期指定管理者選定委員会の選定委員報酬と費用弁償 5 万 1,000 円を計上しております。

次に、予算説明書 132 ページから 133 ページを御覧ください。アートのあるまちづくり推進に要する経費 2,815 万 8,000 円についてです。1,193 万 5,000 円の増となっております。増の主な内訳といたしましては、壁画によるまちづくり委託料 700 万円、ストリートアートステージリング制作委託料 198 万円、ストリートアートステージリング作品設置工事 284 万円となります。これらの事業を展開することで、よりアートのあるまちづくりを推進していきます。

文化芸術課所管の当初予算の説明は、以上となります。

○教育長

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

○小谷野委員

119 ページのところの教育情報機器整備に要する経費について、お伺いしたいんですが、この前タブレットの配布等で、4 月から一応活用できるような状況だというお話を伺いました。それに伴う状況の予算化なのかなというふうに思うんですけど、現状、整備状況がどの程度まで行ってるのかということと、予算のほうは、やはり当初考えてもちょっとオーバーするようなケースもなきにしもあらずだとは思いますが、その辺の状況というのはどうなのかなというところで現状を教えてくださいというふうに思います。

○教育長

三浦課長。

○学務給食課長

お答えします。教育情報機器整備に要する経費の GIGA スクールに関連しての整備かとは思いますが、こちらに関しましては、まずタブレットにつきましては、もう 2 月末現在、各学校に整備のほうは終了しております。それとあわせて、LAN の改修工事、そちらにつきましても 2 月末、あと大型提示装置につきましても 2 月末に整備が進んでおりまして、どちらの学校でも 3 月からは使えるような状況にはなっ

ております。学校によっては、3月に既に触っている学校がございます。

それで、今後の件なんですけども、確かに今回整備しまして、ちょっと足りない部分というのも実際ございます。私たち、学校の先生たちと活用推進委員会というのを設けておまして、その中で先生たちの御意見なんかを聞くところによると、ヘッドセットが必要だとか、そういったものとか、あと持ち帰りするときのカバーとか、そういった物が必要ではないかとなっておりますので、その部分は先ほどお話ししました国の第三次交付金のほうで、そちら活用できるものは活用して対応してまいりたいと考えております。

○小谷野委員

ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

御説明ありがとうございます。全般的なことなんですけれど、毎回こういった予算の説明の折に、最初に田中教育部長のほうから、予算全体のところを御説明いただいて、市の予算が大変苦しいということは、本当にその都度聞かされておりますので、身に染みております。全体的にいろいろな使い方の中で、業務委託をされているところが非常に多々見受けられます。取手市も業務委託せずに、市が全部直営で行えるものではなく、民間の力を市民のために活用するのはよいことと思われませんが、こういった業務委託の業務の費用とか、あるいは業務の内容についての監督管理の権限はもちろん市の側にあると思います。そういった業務委託をされた際に、どのように管理監督をしているのかというのを、個別にではなく、全体的にはこんな感じで管理監督をしていますよということをお聞かせいただきたいと思います。特に、今説明がありました1人1台のタブレットを入れるときなどは、入札が行われまして、その入札の経緯もこちらの委員会の場で、何でこんなに安いんですかとか、私たちも目を通して疑問に思うところは問うたんですが、それ以外の例えば今、文化芸術課さんの所管のところが多々見られます取手アートプロジェクトさんに、いろいろなところに業務委託されていますが、そういったところに市側はどのように業務委託したものを管理して、また費用も正しく使われているかどうかの監督はどのように行われているのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

飯山課長。

○文化芸術課長

お答えいたします。確かに、私ども芸術に特化した課ということで、市内で芸術活動を行っている団体、NPO法人取手アートプロジェクトオフィスに委託する業務が多くございます。その中で、事業計画から積算方法、全て文化芸術課と一緒に精査しながら適正かどうかを確認しております。また、事業内容につきましても、しっかりと打合せをします。事業実施日も、職員が同席しながら活動を確認しております。その上で文化庁や自治総合センター等の補助金に申請しておりますので、展開から費用精算まで監督しております。以上です。

○教育部長

全般的な業務委託の管理監督ということなんですけども、まず大前提として、予算を立てるときに、業者から——いろいろな業務委託があると思うんです。簡単なもの

でいうと清掃であったり、施設の管理というところがあるんですけども、まず予算立てるときには、3業者から参考見積りを取りまして、その中で一番安いものを予算のほうに計上するということになっています。この後、今度いろいろ業者を選定するに当たっては、金額によってはいろいろな期間、指名委員会とか、それにかからないものであれば、さらに業者のほうを担当のほうから業務委託という形で見積り合わせをするというような形で業者を決定していくわけなんですけど、その後、例えば清掃管理でいうと実際にきちんと仕様書どおりに活動、清掃であれば清掃してあるか、草刈りしてあるか、管理でいえばきちんと管理ができていくかというところを毎月、業務報告書というものも提出していただいて、それがオーケーかどうかという決裁が回ってまいります。それを当然、我々のほうも決裁で見ますけれども、そういった確認をした上で最終的にお支払いをするというような流れでありますので、その過程の中で必ず、実際に現場に担当職員が行く、日常の清掃管理だったら日常の清掃管理をしっかりやっているかどうかを確認するというような形で、必ず職員が関係してチェックをして、見ているというような状況でございます。

○教育長

よろしいですか。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにございますか。石隈委員。

○石隈委員

122 ページ、教育総合支援センターのところなんですけども、毎年従事しているかと思うんですけど、確認も含めてですけど、去年、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというのは国の事業のものとは別に市の事業としてということですよ。

○教育総合支援センター長

はい。

○石隈委員

ちなみに、国の事業のほうでは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、これ以外に何名ぐらい配置されていますか。

○教育長

松戸課長。

○教育総合支援センター長

県から派遣していただいたスクールカウンセラーは、令和2年度6名派遣していただいております。

○石隈委員

各学校にということですね。

○教育総合支援センター長

中学校が中心です。来年度、令和3年度も6名の配置をいただいております。

○石隈委員

週1回のほうですね。

○教育総合支援センター長

はい、そうです。スクールソーシャルワーカーにつきましては、県のほうから小学

校2校に配置という形です。

○石隈委員

それは、定期的にというか、どのぐらいの頻度ですか。

○教育総合支援センター長

2週間に1回程度の形で入っています。

○石隈委員

分かりました。それと市のほうでスクールソーシャルワーカー1名という。この方は週にどのぐらいの仕事になりますか。

○教育総合支援センター長

週2回勤務しております。

○石隈委員

週2回ですね。といいますと、先日発表もありましたけども、虐待相談件数がすごくふえているところで、スクールソーシャルワーカーの仕事というか、求められるものが本当に大きくなってきているので、国のほうからの限界があれば、今後様子を見ながら市のほうでの手当てもより大きくしていく必要が出てくるかなと思うんですけど、実情はどうでしょうか。

○教育総合支援センター長

今年度の実績なんですが、NPO法人や社会福祉協議会、あと医療、子育て支援課等々の連携を非常に多くさせていただいております。事例といたしましては、選択肢をスクールソーシャルワーカーが担当する保護者に提案をして、その中からNPO法人の方々にサポートをしていただいて、登校支援であるとか、そういったところに実際、登校支援等を行うことによって、少しずつではあるんですが、成果が見られたといったところではございました。あと、なかなか御家族、保護者以外の親族の方々に協力を要請して、前向きな方向性が動き出したという事例はあるんですが……

○石隈委員

スクールカウンセラーもそうですが、平成7年度から国の事業で始まって認知されてきて、スクールソーシャルワーカーもまだ新しい職業で、十分な人材がいるかどうかの問題もあるんですけど、活用する場面が増えてきているところもあり、虐待相談は減ってきていませんので、うまく学校と連携できればいいなという思いで、機会がありましたので言わせていただきました。

もう1件よろしいでしょうか。次の日本語指導員なんですけど、取手市における必要とする子どもたちの数は勉強不足なんですけど、この6名というのは、学校に行っ

○教育長

大越課長。

○指導課長

日本語指導員の皆様には、要望のあった各学校に配置をして活動をしていただいている状況です。

○石隈委員

なるほど。その要望というのは、増えてきているものですか、どうなんですか。

○指導課長

今、資料が手元にないのですが、たしか今年度は12名のお子さんだったかと思うんですが、そちらのほうに御対応いただいているというところで、やはり近年の状況

を見ますと、若干でありますが増えてきている状況にあります。

○石隈委員

わかりました。ぜひ充実させていただきたいと思うのと、資料の翻訳とか保護者との通訳というのは、これからインターネットというか、アプリ、ICTの活用もかなりできる分野なので、連携ができればいいなと思っております。以上です。

○教育長

よろしいですか。そのほかどうでしょうか。

小谷野委員。

○小谷野委員

123 ページのところの水泳学習推進関係の件なんですけどね。こちらだと小学校が6校増えて11校になったと。それから中学校は全部だということで、予算が昨年よりも減っているんですよね。ということは、単純に換算して回数が減ったのかなというような状況も考えられなくはないんですけど、来年度に向けて大まかに何月ぐらいから何月ぐらいまで入っていると、その辺のグリスポの状況とか、あとほかの施設はどこを使っているのかとか、その辺について教えてください。

○教育長

大越課長。

○指導課長

それでは御説明いたします。来年度の計画では、5月17日の週から10月までを考えております。使用している施設としましては、タップ龍ヶ崎、タップ取手、グリーンスポーツセンターの3か所でございます。今回、学校数が5校増えたということで、これにつきましては数的な問題から申し上げますと、グリーンスポーツセンターのほうで受入れをお願いをいたしました。グリーンスポーツセンターのほうなんですけど、市の公共施設ということで、ここはインストラクター代のみかかってくるということになります。施設使用料ということではかかってまいりません。そこで、指定管理者と今回協議を行いまして、これまで水深が一つ問題になっていたところなんですけど、グリーンスポーツセンターの水深が120から150ということで、小学生ではちょっと深いかなということだったんですけども、今回、下に台を敷いていただく。それが40センチの高さがあるということで、それであれば小学生のほうでも対応することが可能であるということで、今回、御回答いただいたもので、グリーンスポーツセンターで実施する学校が小学校5校、中学校6校ということで例年よりふえております。

また、このインストラクターのほうなんですけど、児童20名につき1人の割合でインストラクターをこれまで配置しておりました。その際、例えば61名となった際に、これまでインストラクターを4人配置していたところなんですけど、ここのところにつきましては、先生方にも御協力をいただいて、3人のインストラクターをつけるというようなことで、そのインストラクターの数などを調整をしながら、今後、全ての学校が外部施設を利用することもある程度想定をしながら、今年度の予算編成をさせていただいたところでございます。以上です。

○小谷野委員

ごめんなさい、もう一つだけ。小学校あたりは、どのぐらいの時間帯、水に入っているんですかね。

○指導課長

来年度、小学校は6単位時間を想定をしております。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第4号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，報告第4号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて協議1，取手市教育振興基本計画（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは，協議1について御説明いたします。教育振興基本計画（案）につきましては，本年1月15日から2月15日までパブリックコメントの手続を実施いたしました。その結果，4名の市民の方から電子メールにて合計21件の御意見をいただいたところです。それらの御意見に対する市教育委員会の考え方をまとめましたので，教育委員の皆様にご確認をお願いするものです。また，パブリックコメントでいただいた御意見の一部と，2月9日の教育総合会議等において委員の皆様からいただいた御意見を教育振興系基本計画案の内容に反映させるため，計画案を修正してよろしいか，あわせて御確認をお願いするものです。

まず，パブリックコメントの結果についてですが，資料に基づきましてパブリックコメント結果の概要を御説明いたします。資料のかがみをめくっていただきまして，意見公募によって提出していただいた意見及び反映結果の表の中にある，意見の反映結果を御覧いただきたいと思います。いただきました意見を事務局のほうで精査をしまして，計画書への反映について検討しました結果，Aの「案に反映させたもの」が1件。Bの「意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの」が4件，Cの「今後の取組において参考にするもの」が10件。最後に，Eの「その他」感想等，こちらが6件という結果になりました。

2ページから10ページが，いただいた御意見の原文と，それに対する教育委員会の考え方をまとめた表になっておりますので，御確認をいただければと思います。なお，大まかな御意見の傾向としましては，いじめへの対応など児童生徒のサポートに関する御意見が6件，GIGAスクール構想に関連したICT教育に関する御意見が4件，放課後児童クラブに関する御意見が3件といった内容が今回多く寄せられた内容となりました。

続いて，計画案の修正について御説明をいたします。資料末尾のA3資料「取手市教育振興基本計画（案）修正箇所」，こちらを御覧ください。こちらに修正後と修正前の対照表によりまして，計画案の修正内容を表示しております。説明文については，修正箇所を下線で表示しております。なお，パブリックコメントでいただいた御意見15番については，17ページの目標の中に「学校や家庭との連携をはじめ」という文

言を追加する形で反映をさせていただきました。また、委員の皆様からいただきました、家庭や地域との連携についての御意見なども反映しております。こちらの修正内容につきましては、別冊の参考資料、計画書の黄色マーカーと赤字で表示しておりますので、あわせて御確認をいただければと思います。簡単ですが、説明は以上となります。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

この場でなくても、後ほど御意見いただければ、修正等の検討を始めることもできます。

小谷野委員。

○小谷野委員

19 ページのところの家庭と学校との連携した道徳性の育成についての部分で、追加していただいてありがとうございます。この中に、各学級が年1回以上、保護者の方に道徳科の授業を公開しますというふうなものが入ったわけなんですけど、これまでもたしか割と積極的に道徳科の授業を公開していたと思うんですね。さらにこの文言を入れたという理由によって、学校側が果たしてどんな思いになってくれるのかなど。さらに積極的に取り組んでもらえればいいんですけど、逆にこれまでやっているのに、何でこんなの入れるんだというような状況にはならないかなという心配もあるんですね。そういったところで、ぜひこれはまず管理職の先生方に、一応この辺の丁寧な説明をしていただいて、学校で今後道徳についてはより一層力を入れていくんだという思いを伝えていただきたいなというようなことでお願いしたいなと思っています。以上です。

○教育長

大越課長、何かありますか。

○指導課長

ありがとうございます。これまでも各学校では、道徳の授業を保護者の方に積極的に公開するというものではあったのですが、具体的に示す根拠というものがございませんでした。そういったところから、今回、この教育振興基本計画のほうに示させていただくのとあわせて、これまで市が行っていなかったこととして、道徳教育の研修のところ、これがちょっと弱かったかなというふうに反省をしております。そこで、来年度は学習指導要領の解説等の作成に関わった方を講師としてお招きをしまして、実際に講義だけの研修ではなくて、今のところ先生方を対象に模範授業ということで、先生方を児童生徒に見立てて、こういったことでやるんですよということで、具体的に砕いた研修を行ってまいります。それを5月に想定しているところなんですけど、それを受けて、各学校では御自身の授業を見直していただいて、公開していただくことを考えております。以上です。

○小谷野委員

ありがとうございます。それで、実は教師って教科書を与えられると、それに沿ってみんなやるんですよ。だから、多分5月に講演をしていただく先生は、何で道徳やるのということを含めて話をしてくださるんじゃないかと期待しているんですけど、その辺が今の先生方には、ぜひ腹の中に落としてもらいたい内容なんですよ。そういったところも含めて、ぜひ講演の先生方との話し合いの中にも含めて伝えていただ

けるとうれいしいですね。

○教育長

ありがとうございます。そのほかございますか。

石隈委員。

○石隈委員

毎回改善されていて、とても取手市らしく、またいい内容になっていると思います。あとは、この柱をつくってどう学校の先生方や保護者や子どもたちが、取手市の教育ってこの4本柱で、だからこういうことが大事なんだというのを確認していくというか、多分、教員研修とか管理職研修でもうこれは徹底されると思うんですけど、これが子どもたちや保護者にどうしたら伝わって共有できるかなというところがすごく関心があって、パブリックコメントというプロセスは市民との共有ということでもいいと思うんですけど、この四つ、例えば5ページ、6ページの4本柱を子ども向けに説明すると言葉ではこうなるとか、あるいはこの四つのこの1番を大事にしているの、この小学校ではこんなことをやっているというのが、何か工夫ができるといいなど。多分、子どもにとってなかなかわかりにくいところが多いかと思います。さっきの道徳もそうで、命の教育とかそういうところも含めて、特に保護者の方と共有する部分が増えればいいなというふうに思っております。感想です。

○教育長

来年度に向けて「学びのコンパス」を指導課のほうでつくってくれたので、この振興基本計画との関連という形で、そういったまた肉づけといいますか、骨組みを示しながら学校とやりとりをさせていただきたいと思います。

そのほかございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。せんだって、2月17日に全国の教育委員の研修会に参加させていただきました。その際に、学校と地域の連携という分科会で、埼玉の毛呂山町と小山市と、北海道の長沼町のそれぞれの教育委員、教育長の方々と情報交換をさせていただきました。学校運営協議会、またコミュニティースクール、そのような形をほかの自治体は全部とっていて、そういうのをまだやっていませんというのが、茨城は全体的に遅れているんですけど、茨城でやっているところがまず少ないのであれなんです、取手市はやっていませんということで、先進のほかの自治体の様子を伺わせていただいたんですが、今回この教育基本計画のほうに、5ページに教育施策4つの柱ということで「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進を図りながら」ということで、取手市でもこれで一歩前進したのではないかなと思います。どうもありがとうございます。

○教育長

ありがとうございました。そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

先ほどもお話ししましたが、お気づきの点はまたメール等でお寄せいただければありがたいと思います。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより協議1を採決いたします。

お諮りいたします。協議1については、原案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。取手市教育振興基本計画（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正については、原案のとおり進めていただきたいと思います。

以上で協議1の議事を終わります。

次に、その他に入ります。

事務局から何かございますか。

○教育総務課長補佐

事務局から報告事項は特にございません。

○教育長

それでは、以上で今臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和3年第1回教育委員会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時49分閉会